

令和元年岳南排水路管理組合議会定例会（10月）会議録

令和元年10月21日（月）

1 出席議員（10名）

1番 須藤 秀忠 議員  
2番 米山 享範 議員  
3番 川窪 吉男 議員  
4番 吉川 隆之 議員  
5番 荻田 丈仁 議員  
6番 杉山 諭 議員  
7番 山下いづみ 議員  
8番 萩野 基行 議員  
9番 中村 憲一 議員  
10番 齋藤 和文 議員

2 説明のため出席した者（9名）

管 理 者 小長井 義正 君  
副 管 理 者 仁藤 哲 君  
監 査 委 員 山田 充彦 君  
富士市上下水道部長 諏訪部 浩康 君  
富士市産業経済部長 山田 教文 君  
富士宮市水道部長 横山 真二 君  
局 長 渡辺 孝 君  
参事兼施設課長 山本 太 君  
総 務 課 長 根上 忠記 君

3 出席した事務局職員（4名）

管 理 係 長 小泉 大輔 君  
庶 務 係 長 後藤 洋幸 君  
庶 務 係 主 査 渡邊 友貴 君  
庶 務 係 主 事 佐野 光則 君

#### 4 議 事 日 程

- |      |   |
|------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第2 | 会期の決定   |
| 日程第3 | 報第1号 専決処分の報告について                                  |
| 日程第4 | 認第1号 平成30年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出<br>決算認定について            |
| 日程第5 | 議第4号 令和元年度岳南排水路管理組合会計補正予算に<br>ついて (第1号)           |
| 日程第6 | 議第5号 岳南排水路管理組合職員の特殊勤務手当に関す<br>る条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第7 | 議第6号 岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意<br>を求めることについて          |

## 午前10時 開 会

○総務課長（根上忠記君） 会議に先立ちましてお願い申し上げます。本日、会議開催中、管理組合広報紙及び報道機関の写真を撮らせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（米山享範議員） 出席議員が法定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから岳南排水路管理組合議会定例会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付いたしてあります議事日程により進めます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米山享範議員） 日程第1 会議録署名議員の指名であります。会議規則第35条の規定により議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

5番 荻田丈仁議員

7番 山下いづみ議員

以上2名を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（米山享範議員） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

それでは、ここで本定例会に上程される提出議案の大綱説明を管理者に求めます。

○管理者（小長井義正君） 議長。

○議長（米山享範議員） 管理者。

○管理者（小長井義正君） お許しを得ましたので、本定例会に上程いたします議案の審議に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、本組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙な中ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、本定例会にご提案申し上げ、ご審議を賜ります議案の大要につきましてご説明申し上げますが、詳細につきましては、後刻、事務局から説明させますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

最初に、報第1号専決処分の報告についてでございますが、流量計を通さない不適切排水が確認された使用者に対する損害賠償の額の決定及び和解につきまして、専決処分をいたしましたので報告するものであります。

次に、認第1号平成30年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入が6億4,636万円余、歳出が6億1,097万円余であります。歳入を前年度と比較しますと890万円余、率にいたしまして1.4%の増となっております。これは財産運用収入及び基金繰入金が増加したことによるものであります。

なお、各工場の岳南排水路使用に係る使用料収入は、前年度から63万円余、率にしまして0.1%の減少となり、また、この使用料収入の基礎となります排水量につきましては、前年度から約39万立方メートル、率にして0.2%の減少となりました。

次に、歳出でございますが、前年度と比較しますと1,367万円余、率にしまして2.3%の増となっております。これは、総務管理費及び積立金は減少しておりますが、施設管理費及び施設維持改良費が増加したことによるものでございます。

なお、将来的なコスト等を考え内容を一部変更したものを除き、全ての事業は計画どおり執行することができました。今後も、当地域の産業振興と環境保全のため、施設の維持管理になお一層の努力をしてまいる所存でございます。

次に、議第4号令和元年度岳南排水路管理組合会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ828万8,000円を追加し、6億2,828万8,000円とするものでございます。これは、歳入におきまして、前年度繰越金及び弁償金の追加、歳出におきましては、一般管理費の増額及び予備費に追加措置をするものでございます。

次に、議第5号岳南排水路管理組合職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、本案は、職員の特務手当に新たに災害応急作業等手当を新設するため、条例の一部を改正するものであります。

議第6号でございますが、この案件は人事案件でございますので、後刻、上程されました際、改めてご説明いたしますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

以上、上程案件につきまして、極めて主要点のみ申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切なるご議決を賜りますようお願い申し上げます、私からの説明を終わらせていただきます。

○議長（米山享範議員） 以上で管理者の説明を終わります。

○議長（米山享範議員） 日程第3 報第1号専決処分の報告についてを議題といたします。

当局の報告を求めます。

○局長（渡辺 孝君） 議長。

○議長（米山享範議員） 局長。

○局長（渡辺 孝君） ただいま上程されました報第1号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分をした損害賠償の額の決定及び和解について、同条第2項の規定に基づき報告をするものであります。

それでは、内容についてご説明いたしますので、議案書の3ページをお願いいたします。本件は、不適切排水に関する通報を受け、本年4月23日より、岳南排水路使用者である相手方への立入調査を行った結果、一部の工場排水が流量計を通らずに岳南排水路へ流入していたことが確認されたものです。このため、相手方へ不適切排水の是正指導を行い、本年5月9日には、本組合職員立ち会いのもとで、適正な状態に改善されたことを確認しております。

その後、是正による排水量の増分から未計量分を推計して、損害賠償金を290万597円と算出し、相手方代表者への聞き取り調査及び損害賠償請求に係る協議を重ねた結果、本組合が提示した損害賠償金を支払うことで和解が成立したものであります。

なお、聞き取り調査等の結果、不適切排水は、工業用水使用による排水量増加に伴い、流量計及び配管を新設した平成14年以降、使用していないものと認識をしていた旧配管より流入していたものであり、相手方から過失への深い謝罪を受けた後、本年8月1日に示談書を取り交わし、同月6日には損害賠償金の支払いを受けております。

最後となりますが、今後、使用者の排水系統変更時などには、本件を念頭に、これまで以上に注意を持って確認作業に当たるなど、未然防止に努めてまいります。

以上で報第1号の説明を終わります。

○議長（米山享範議員） 当局の報告を終わります。

これから報第1号について質疑に入ります。

○1番（須藤秀忠議員） 議長。

○議長（米山享範議員） 1番 須藤秀忠議員。

○1番（須藤秀忠議員） 本件は通報によって判明したものでありますが、念のためちよ

っとお伺いしますが、他の会社では、このようなことはないという確認はされているのか。通報によるものということは、組合のほうから、ほかの工場についてもこうした例がないかどうかという確認は全てやってあるのかどうかということを1つお聞きします。

○局長（渡辺 孝君） 議長。

○議長（米山享範議員） 局長。

○局長（渡辺 孝君） 現在まで、ほかの86社の工場につきましてそういう調査は行っておりませんが、今後につきましては、接続時に排水設備の図面を提出してもらっておりますので、検針時にその図面と現場が一致しているのかという確認作業を行ってみたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（須藤秀忠議員） 議長。

○議長（米山享範議員） 1番 須藤秀忠議員。

○1番（須藤秀忠議員） 本件についても、要するに、接続した日が平成14年ですよ。その後に見つかったんですね。ですから、これからそういうのが出てきたら調査するんじゃないかと、やっぱりこうしたことがほかにも行われているかどうかとか、これを例にとって確認してみる必要があるんじゃないかと私は思っているんですよ。わからないままあくまで通報によるものだと。決してこんなことが二度とあってはならないと思っておりますから、これについてはやっぱりかなり厳重な厳しいチェックをすべきで、またありましたなんていうことのないようにしていただきたいなと思って、よろしくをお願いします。

○議長（米山享範議員） ほかによろしいですか。

（「なし」の声あり）

質疑を終わります。

以上で報第1号専決処分報告についての報告を終わります。

---

#### 日程第4 認第1号平成30年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出 決算認定について

○議長（米山享範議員） 日程第4 認第1号平成30年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算内容について、当局の説明を求めます。

○局長（渡辺 孝君） 議長。

○議長（米山享範議員） 局長。

○局長（渡辺 孝君） ただいま上程されました認第1号平成30年度岳南排水路管理組

合会計歳入歳出決算認定についてご説明をいたします。

決算書の1ページをお願いいたします。平成30年度の歳入歳出決算は、歳入総額6億4,636万6,053円、歳出総額6億1,097万7,896円、歳入歳出差引残額3,538万8,157円でございます。

先ほど管理者から総括説明がございましたので、直ちに内容説明に入らせていただきます。なお、詳細につきましては、表紙が薄緑色の事業報告書をあわせてご参照いただきますようお願い申し上げます。

それでは、歳入歳出決算の事項別明細書に基づきご説明いたします。最初に歳入ですが、決算書の6ページ、7ページ、あわせて事業報告書の8ページから13ページをごらんください。

1款使用料及び手数料は、予算現額4億6,033万9,000円に対し、調定額、収入済額はともに4億6,298万7,326円となっております。なお、歳入総額に占める使用料及び手数料の割合は71.6%となっております。

このうち1項1目1節使用料は、調定額、収入済額ともに4億6,270万1,979円で、不納欠損額、収入未済額はございませんでした。

次に、この使用料の算定基礎となる許可排水量及び実績排水量についてご説明いたしますので、事業報告書の14、15ページ、別表-3の岳南排水路路線別排水量及び使用料認定実績表をごらんください。

まず、使用工場数ですが、1工場が新規使用したことにより87工場となりましたが、休止工場が1工場増加して11工場となったことから、実質稼働工場は前年度と変わらず76工場となっております。

基本料金の算定基礎となる許可排水量は、表の右上、太枠内に記載してありますように、日量112万2,835立方メートルで、前年度に比較して4,000立方メートルの増となっております。これは1工場の新規使用によるものです。

また、従量料金の算定基礎となる実績排水量は、表の右下、太枠のA欄に記載してありますように、年間2億4,081万277立方メートルで、前年度と比較して38万9,487立方メートル、0.2%の減となっております。

なお、B欄の4億6,270万1,979円は、基本料金と従量料金を合わせた年間使用料収入で、前年度と比較して63万9,768円、0.1%の減となっております。

決算書の6、7ページにお戻りください。2款財産収入ですが、1項1目利子及び配当金は、岳南排水路基金及び職員退職手当基金の運用に伴う利子等の収入で、予算現額6,061万4,000円に対し、調定額、収入済額はともに6,061万3,646円とな

っております。その内訳は、国債など債券の利子等によるものが6,058万5,691円、大口定期預金の利子によるものが2万7,955円となっております。

また、補正ですが、岳南排水路基金では、債券の売却差益等の増分と大口定期預金の預け入れがなかったことによる減分で差し引き1,195万円の増額となり、また、職員退職手当基金では、大口定期預金の利率が当初見込みを下回ったことにより2万2,000円の減額となったことで、両基金を合わせて1,192万8,000円の増額補正となっております。

次の3款繰入金は、岳南排水路基金及び職員退職手当基金からの繰り入れで、予算現額8,255万8,000円に対し、調定額、収入済額はともに8,255万7,024円となっております。

補正ですが、岳南排水路基金繰入金は、前年度繰越金が当初の見込みを上回ったことにより2,800万円の減額補正を行い、また、職員退職手当基金繰入金は、調整率の改定により36万5,000円の減額補正を行っております。

次の4款繰越金は、前年度の決算確定に伴い、3,015万9,000円の増額補正を行ったことにより、予算現額は4,015万9,000円となり、これに対する調定額、収入済額はともに4,015万9,058円となっております。

8ページ、9ページをお願いいたします。5款諸収入ですが、2項雑入は、予算現額5万円に対し、調定額、収入済額はともに3万5,153円で、これは臨時・嘱託職員負担分の雇用保険料などでございます。

以上、歳入の合計は、予算現額6億4,372万2,000円に対し、調定額、収入済額はともに6億4,636万6,053円となっております。

10ページ、11ページをお願いいたします。歳出になります。なお、事業報告書の16ページから21ページをあわせてごらんください。

まず、1款議会費ですが、予算現額31万5,000円に対し、支出済額は23万3,020円で、執行率は74.0%、8万1,980円が不用額となっております。内訳は、組合議会議員10人の報酬費19万4,000円及び事務局運営経費3万9,020円で、定例会2回の議会開催に係る所要経費でございます。

次の2款総務費ですが、予算現額5億7,253万3,700円に対し、支出済額は5億4,513万1,230円で、執行率は95.2%、2,740万2,470円が不用額となっております。

このうち、1項1目一般管理費は、予算現額1億5,638万6,700円に対し、支出済額は1億5,492万3,721円で、執行率は99.1%、146万2,979円が不用



額となっております。

内訳ですが、給与費は一般職13人、派遣職員2人に係る人件費など1億1,716万2,493円で、歳出総額の19.2%を占めております。

また、人事管理費1,005万4,857円は、臨時職員の賃金、職員研修及び職員厚生費等の経費で、事務管理費1,011万4,605円は事務運営経費、そして財産管理費748万4,066円は庁舎、車両、用地管理に係る所要経費でございます。

次の公租公課費1,010万7,700円は消費税となります。

補正につきましては、給与改定等に伴い給料、職員手当等、共済費、賃金が増額となり、また、派遣職員の構成変動等に伴い負担金が減額となったことにより、差し引き460万5,000円の減額補正を行っております。

また、予備費からの充用ですが、平成29年度の消費税及び地方消費税の確定に伴い、不足額として公課費へ594万7,700円を充用し、また、時間外勤務手当が当初の見込みを上回ったことにより、不足額として職員手当等へ20万2,000円を充用しております。

次の12、13ページをお願いいたします。2項施設管理費ですが、1目排水管理費は、予算現額165万円に対し、支出済額は150万6,370円で、執行率91.3%、14万3,630円が不用額となっております。

内訳ですが、水質調査費28万7,456円は各路線の水質調査に係る経費で、硫化水素調査費121万8,914円は管路施設保全のための硫化水素調査に係る経費でございます。

続いて、2目下水道管理費は、予算現額5,632万5,000円に対し、支出済額は5,243万8,657円で、執行率は93.1%、不用額は388万6,343円となっております。

内訳ですが、排水量管理費137万7,862円は、使用料金の算定根拠となる排水量の調査に係る所要経費でございます。

次の下水道維持費5,106万795円は、管路施設の維持に要する経費で、(1)維持補修費2,371万8,960円は人孔整備、管内補修などの工事請負費、(2)保守点検費2,584万7,240円は管内点検作業委託など、また、(3)下水道管理事務費149万4,595円は管理事務に係る所要経費でございます。

次に、3目ポンプ場管理費は、予算現額4,085万6,000円に対し、支出済額は3,590万9,266円で、執行率は87.9%、494万6,734円が不用額となっております。

内訳ですが、(1) 維持補修費70万2,000円は、今泉ポンプ場場内の樹木管理等の工事請負費、(2) 保守点検費3,083万4,216円は、今泉ポンプ場の運転管理業務及び電気工作物保安管理業務等の委託料及び修繕料、(3) ポンプ場管理事務費437万3,050円は、主として電気料及び工業用水使用料など主ポンプ運転に係る経常的な経費でございます。

次に、3項1目施設改良費は、予算現額3億1,731万6,000円に対し、支出済額は3億35万3,216円で、執行率は94.7%、不用額は1,696万2,784円となっております。この科目は、施設の維持保全対策のための改良事業に要する経費で、歳出総額の49.2%を占めております。

内訳ですが、管渠施設費のうち(1) 保全対策事業費2億9,418万9,280円は、管路施設基本設計などの業務委託4件、管更生などの工事15件、岳南1号第1排水路天間工区改良事業に係る負担金などでございます。

また、(2) 管渠施設事務費134万6,056円は、管渠の施設改良における所要経費でございます。

次のポンプ場施設費、(1) 保全対策事業費481万6,800円は、耐震補強に係る工事請負費でございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。次に、3款公債費でございます。予算現額1万円ですが、借り入れの必要がなく、未執行となっております。

続いて、4款諸支出金でございます。1項1目岳南排水路基金積立金は、予算現額6,058万6,000円に対し、支出済額は6,058万5,691円、執行率は99.9%、不用額は309円となっております。

内訳ですが、債券の運用利子が4,831万8,255円、償還差益が202万5,398円、売却差益が1,024万2,038円となっており、これらを基金として積み立てるものでございます。

補正ですが、債券売却差益等の増分1,197万3,000円と、大口定期預金の預け入れがなかったことによる減分2万3,000円との差し引き1,195万円の増額補正を行っております。

次の2目職員退職手当基金積立金は、予算現額502万8,000円に対し、支出済額は502万7,955円、不用額は45円でございます。

内訳ですが、大口定期預金による利子収入2万7,955円と基金積立金500万円でございます。

補正ですが、大口定期預金の利率が当初見込みを下回ったことにより、2万2,000円

の減額補正を行っております。

基金の年度末現在高でございますが、事業報告書の27ページ、別表-5、基金運用状況をごらんください。

1、岳南排水路基金の決算年度末現在高は、表の着色部分右端に記載しておりますが、34億1,711万7,730円でございます。このうち、国債、政府保証債及び地方債等の購入金額は、ページ中ほどの基金預金状況の表中、下から2行目の右端に括弧書きで記載してございますように、額面総額32億円の債券を31億5,662万3,102円で購入しております。

また、2、職員退職手当基金でございますが、決算年度末現在高は3,206万7,743円となっております。

決算書の14ページ、15ページにお戻りください。5款予備費でございますが、予算現額は524万9,300円で、同額が不用額となっております。

補正ですが、補正第1号で、予算調整のため3,015万9,000円を増額し、補正第2号で同じく予算調整のため2,376万円を減額したことにより、差し引き639万9,000円の増額補正となっております。

なお、予備費からの充用ですが、平成29年度の消費税及び地方消費税の確定に伴い、不足額594万7,700円を公課費へ充用し、また、時間外勤務手当が当初の見込みを上回ったため、不足額20万2,000円を職員手当等へ充用したことにより、合わせて614万9,700円の充用となっております。

以上、歳出の合計は、予算現額6億4,372万2,000円に対し、支出済額は6億1,097万7,896円で、不用額は3,274万4,104円となっております。

次の16ページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。歳入総額は6億4,636万6,000円、歳出総額は6億1,097万8,000円、歳入歳出差引額は3,538万8,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、同額が実質収支額でございます。

続いて17ページ、18ページ、財産に関する調書をお願いいたします。1、公有財産のうち(1)土地及び建物ですが、ともに決算年度中の増減はなく、土地においては行政財産と普通財産とを合わせて1万7,784.49平方メートル、建物においては999.93平方メートルとなっております。

次の19、20ページ下段、(2)物権につきましても、決算年度中の増減はなく、地上権設定用地が4,263.68平方メートルとなっております。

続いて、21、22ページをお願いいたします。2、物品につきましても、取得価格1

件30万円以上の物品の年度中の増減はなく、車両など27件となっております。

23、24ページをお願いいたします。3、施設（管きよ）ですが、岳南1号第1排水路において、天間工区改良事業に伴い、新設分と廃止撤去分との差し引きで81.89メートルの増となり、年度末現在高は3万8,161.56メートルとなっております。

25ページをお願いいたします。4、基金でございますが、先ほどご説明をいたしましたとおり、(1)岳南排水路基金では、決算年度末現在高は34億1,711万7,730円、また、(2)職員退職手当基金では、年度末の現在高は3,206万7,743円でございます。

以上で認第1号平成30年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（米山享範議員） 当局の説明を終わります。

監査の結果について、山田監査委員の報告を求めます。

○監査委員（山田充彦君） 議長。

○議長（米山享範議員） 山田監査委員。

○監査委員（山田充彦君） ご指名がありましたので、平成30年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算及び基金運用状況等の審査結果についてご報告申し上げます。

審査は令和元年8月5日に実施いたしました。

審査に当たりましては、歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、基金運用状況及び会計書類が地方自治法等関係法令に準拠して作成されているか確認するとともに、決算数値の照合を行い、あわせて関係職員から説明を聴取して審査を行いました。その結果、決算書及び附属関係書類等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と符合し、また、予算の執行、財産の管理、基金の運用状況等につきましても適正であり、事務事業の執行も所期の目的に沿ったものと認められました。

これらの審査結果につきましては、お手元に配付いたしております平成30年度岳南排水路管理組合会計決算審査意見書にお示ししてありますので、ご参照くださるようお願いいたします。決算数値の詳細につきましては、先ほど事務局より説明がありましたので、私からは省略させていただきます。

岳南排水路使用工場の多くを取り巻く紙産業の状況が、人口減少や電子化などの影響により依然として厳しい経営環境に置かれている中、富士市においては、紙・パルプ産業とも関連の深いCNFの実用化に向けた支援や、関連産業の創出・集積に向けた取り組みが展開されており、平成30年度に策定された富士市CNF関連産業推進構想に基づく現実的かつ効果的な施策による地域産業の活性化が期待されているところであります。

一方、岳南排水路管理組合におきましては、管路施設の多くが耐用年数を迎えるに当たり、延命化・耐震化事業に多額の経費を要することから、今後も財源不足を基金の取り崩しにより補う厳しい財政状況が続くものと思われまます。そのため、引き続きコスト意識を持ち、歳出の経費の節減に努め、限られた財源の中で健全な事業執行を図ると同時に、施設の統廃合、ダウンサイジング化等を含めたアセットマネジメントの取り組みを進め、将来を見据えた運営に努められることを要望し、平成30年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算及び基金運用状況等の審査の報告といたします。

○議長（米山享範議員） 監査委員の報告を終わります。

これから認第1号について質疑に入ります。

○8番（萩野基行議員） 議長。

○議長（米山享範議員） 8番 萩野基行議員。

○8番（萩野基行議員） 今の監査報告を伺いましたが、そのような中で、人口減少、電子化等で紙業が衰退していくというお話を伺いながら、富士市、富士宮市、こちらのほうではCNFを進めていこう、活性化していこうということがうたわれている中で、このCNFが活性化することによって、岳南排水路に対する影響というのはどのような影響があるのでしょうか。

○局長（渡辺 孝君） 議長。

○議長（米山享範議員） 局長。

○局長（渡辺 孝君） CNFにつきましては、岳南地域の製紙産業にとっては非常にプラスになるということですが、CNFからの排水については、製紙業から比べると排水量自体は非常に小さいものでありますので、岳南排水路使用料だけを見ますと、プラスにはならないかなというふうに感じております。

以上です。

○8番（萩野基行議員） 議長。

○議長（米山享範議員） 8番 萩野基行議員。

○8番（萩野基行議員） そのような状況の中で、今伺ったように、コスト削減とかいろいろ考えながら、また、できれば基金を取り崩さないような方向でやっていただきたいんですけれども、最小限に抑えるような形で、また存続していただければと思います。

以上です。

○議長（米山享範議員） ほかによろしいですか。

（「なし」の声あり）

質疑を終わります。

これから討論に入ります。

(「なし」の声あり)

討論なしと認め、討論を省略いたします。

これから採決に入ります。

認第1号平成30年度岳南排水路管理組合会計歳入歳出決算認定については原案どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって認第1号は原案どおり認定されました。

---

日程第5 議第4号令和元年度岳南排水路管理組合会計補正予算に  
ついて(第1号)

○議長(米山享範議員) 日程第5 議第4号令和元年度岳南排水路管理組合会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○局長(渡辺 孝君) 議長。

○議長(米山享範議員) 局長。

○局長(渡辺 孝君) ただいま上程されました議第4号令和元年度岳南排水路管理組合会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

議案書の7ページをお願いいたします。令和元年度岳南排水路管理組合会計補正予算(第1号)は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ828万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,828万8,000円とするものでございます。

先ほど管理者から総括説明がされておりますので、直ちに内容説明に入らせていただきます。

議案書の11ページ、12ページをお願いいたします。2、歳入でございます。4款1項1目前年度繰越金は、決算確定に伴い、補正前の額3,000万円に538万8,000円を増額し、3,538万8,000円とするものでございます。

また、次の5款2項2目弁償金は、報第1号でご説明した損害賠償金の支払いによるもので、新たに290万円を計上するものです。

続きまして、3、歳出でございますが、2款1項1目一般管理費は、補正前の額1億3,909万8,000円に110万9,000円を増額し、1億4,020万7,000円とするものです。これは、年度当初に追加となった固定資産台帳整備や夏季集中工事実

施時期に係る使用者への意向調査などにより、一般職14人の時間外勤務手当を増額するものでございます。

また、次の5款1項1目予備費は、補正前の額500万円に717万9,000円を増額し、1,217万9,000円とするものでございます。これは年度の途中でありますので、調整予算として補正をお願いするものでございます。

以上、議第4号令和元年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第1号）についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（米山享範議員） 当局の説明を終わります。

これから議第4号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

討論なしと認め、討論を省略いたします。

これから採決に入ります。

議第4号令和元年度岳南排水路管理組合会計補正予算（第1号）については原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第4号は原案どおり可決されました。

---

日程第6 議第5号岳南排水路管理組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（米山享範議員） 日程第6 議第5号岳南排水路管理組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○局長（渡辺 孝君） 議長。

○議長（米山享範議員） 局長。

○局長（渡辺 孝君） それでは、議第5号岳南排水路管理組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

議案書の14ページから15ページ、あわせて黄色の表紙、議案参考資料の1ページをお願いいたします。本案は、職員の特殊勤務手当において、災害応急作業等手当を新設するため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては新旧対照表によりご説明いたしますので、議案参考資料の1ページをお願いいたします。第2条の改正につきましては、手当の種類に、第4号として災害応急作業等手当を加えるものです。この災害応急作業等手当は、国において特殊勤務手当の1つとして設けられており、構成市である富士市におきましては、本年4月1日より新設がされております。また、富士宮市におきましては、同様の特殊勤務手当として公共土木施設災害応急作業手当が設けられております。本組合におきましても、両市と同様に、重大な自然災害等が発生した際に、困難な業務、困難な状況の中で、応急作業等に従事した職員に対する特殊勤務手当を設けるべきであると考え、災害応急作業等手当を新設するものであります。

別表でございますが、用地買収等交渉手当の項の次に、災害応急作業等手当を加えます。手当の支給を受ける者は、富士市と同様に、「異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある河川の堤防、道路等の現場において巡回監視、応急作業等に従事した職員」とし、手当の額についても、富士市と同様の日額500円といたします。

なお、補足といたしまして、本組合の特殊勤務手当の支給条件、支給方法につきましては、本条例第4条におきまして、富士市職員の特殊勤務手当に関する条例の適用を受ける職員の例によることとしております。

議案書の15ページをお願いいたします。附則であります、この条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上で議第5号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（米山享範議員） 当局の説明を終わります。

これから議第5号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

討論なしと認め、討論を省略いたします。

これから採決に入ります。

議第5号岳南排水路管理組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定については原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議第5号は原案どおり可決されました。



ここで山田監査委員から退席の申し出がありましたので、これを認めます。

(監査委員 山田充彦君 退席)

---

日程第7 議第6号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意  
を求めることについて

○議長(米山享範議員) 日程第7 議第6号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について、管理者の説明を求めます。

○管理者(小長井義正君) 議長。

○議長(米山享範議員) 管理者。

○管理者(小長井義正君) 議第6号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご同意を賜りたい監査委員は、知識経験を有する者から選任される委員でございます。

知識経験を有する監査委員であります山田充彦氏は、来る11月15日をもって任期満了となります。これによりまして、後任委員の選任につき、組合同規約第11条第2項の規定により、議会のご同意を得ようとするものであります。

ご提案申しあげました富士市中里1141番地、山田充彦氏は、現在、富士市代表監査委員及び本組合の監査委員に在任中であり、その職務と責任を全うされてまいりましたので、引き続き委員として再任しようとするものであります。

何とぞ議会のご同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

以上であります。

○議長(米山享範議員) 説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事に関することですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって直ちに採決に入ります。

議第6号岳南排水路管理組合監査委員の選任につき同意を求めることについては原案どおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議第6号は原案どおり同意されました。

ここで山田監査委員の入場を認めます。

(監査委員 山田充彦君 入場)

以上をもちまして、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。よって本日の会議を閉じ、岳南排水路管理組合議会定例会を閉会いたします。

午前10時50分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定に基づき署名する。

令和元年12月6日

議 長 米 山 享 範

---

会議録署名議員 荻 田 丈 仁

---

会議録署名議員 山 下 い づ み

---